

記載例

[お知らせ]

◎ 投票日の当日、仕事等のため投票できない人は期日前投票をすることができます。この入場券を持参のうえ下記の場所へお出かけください。

投票ができる期間	第 50 回 衆 議 院 議 員 総 選 挙 第 26 回 最 高 裁 判 所 裁 判 官 国 民 審 査	令和6年10月16日(水)から 令和6年10月26日(土)まで
期日前投票所の 場所及び 期日前投票の できる期間・時間	中之条町役場（第 1 投票区から第 8 投票区） ・ 1 階 オフィス ラウンジ 1 0 月 1 6 日 から 1 0 月 2 6 日 まで 毎日午前8時30分から午後8時まで	
	中之条町六合支所（第 9 投票区） 1 0 月 2 0 日 から 1 0 月 2 6 日 まで 毎日午前8時30分から午後8時まで ※但し、10月16日から10月19日までは中之条町役場内で投票できます。	

【期日前投票をされる人は、こちらを記入してお持ちください。】

期日前投票宣誓書

私は、令和 6 年 1 0 月 2 7 日 執行の第 5 0 回 衆 議 院 議 員 総 選 挙 及 び 第 2 6 回 最 高 裁 判 所 裁 判 官 国 民 審 査 の 当 日、下記のいずれかの事由に該当する見込みです。

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行困難
- 住所移転のため、本町以外に居住
- 天災又は悪天候により投票所到達が困難

【期日前投票をされる人は、下記を記入してお持ちください。】

上記は真実であることを誓います。

令和 6 年 〇 月 〇〇 日（投票する日）

氏名	中之条 太郎
現住所	中之条町大字
選挙人名簿に記載されている場所	中之条町大字 ※現住所と異なる場合のみ記入してください

※以下は事務従事者が記入

受 付 時 間			代 理 投 票	
17時以降の場合○印			代 理 事 由	
17時台	18時台	19時台	傷病・非識字	

中之条町選挙管理委員会
委員長 山 本 郁 夫